

消防予第 3 3 4 号
平成 2 1 年 8 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

調達概要（案）に係る意見募集について

平成 21 年度補正予算における「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」については、「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」に係る調査について（平成 21 年 6 月 4 日消防予第 254 号）により、対象施設の施設数や住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の必要個数等に係る調査を実施しているところです。

今後、当該調査結果を踏まえ、消防庁で調達の上で住警器の配備を行うこととしておりますが、この度、別添の通り調達概要（案）を作成しましたので、下記の通り意見募集を行います。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨御周知頂くようお願いします。

記

1. 意見募集要領

(1) 意見募集対象

「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」に係る調達概要（案）【別添】

(2) 作業の概要

- ①意見募集の連絡（消防庁→都道府県） ※本事務連絡
- ②本事務連絡を周知（都道府県→市町村）
- ③意見書に記入（都道府県、市町村） ※意見がある場合
- ④意見書を提出（市町村→都道府県→消防庁） ※同上

(3) 提出期限

- ・市町村については、都道府県消防防災主管部が指定する期日までに、意見書【別紙】を都道府県消防防災主管部に提出願います。
- ・都道府県については、平成 21 年 8 月 28 日（金）12 時までに、意見書【別紙】の電子ファイルを、消防庁予防課（担当：中村（s8.nakamura@soumu.go.jp））まで提出願います。

(4) 留意事項

- ・意見は調達概要（案）【別添】に係るものとして下さい。

- ・意見を正確に把握するため、電話等による意見の提出は遠慮下さい。
- ・提出された意見については、消防庁で判断の上、適宜今後の調達に反映させて頂く予定です。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ了承下さい。
- ・意見提出者及び意見の内容については、公表することがあります。匿名希望や意見も含めた全体についての非公表の希望は、意見提出時にその旨お書き添え下さい。

2. その他

「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」に係る調達は、WTO政府調達に該当し、各種手続きが必要とされています。このため、別途依頼中の「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」に係る調査について（平成21年6月4日消防予第254号）による調査の回答期限（平成21年8月28日（金）12時まで）につきましては、厳守とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」に係る調達概要（案）

1. 調達役務（案）

以下の3業務により構成される役務を調達するもの。

(1) 住宅用火災警報器の納入業務

以下に示す性能等を有する無線連動型の住宅用火災警報器を、あらかじめ連動設定の上、消防本部等が指定する期日までに、**消防本部等が指定する場所**に納入する。

①性能等

- ・「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年1月25日総務省令第11号）（以下「規格省令」という。）に適合するものであること。
- ・規格省令第2条第四号に定める光電式住宅用防災警報器であること。
- ・感知器の種別は1種又は2種であること。
- ・火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する機能を有すること。
- ・15個以上で連動して、火災警報を発するものであること。
- ・連動の設定は容易にできるものであること。
- ・無線は電波法（昭和25年5月2日法律第131号）に適合するものであること。
- ・警報音は日本語による音声を含むものであること。
- ・設置後に正常に稼働していることの確認が容易にできるものであること。
- ・電源は使用期限が10年以上の電池であること。
- ・保証期間は納品日から1年間以上であること。

②納入個数

調査中

③納入期限

消防本部等が指定する期日（平成22年8月31日までの期日）

④納入場所

消防本部等が指定する場所

⑤特記事項

消防本部等が指定する個数毎に、あらかじめ連動設定を行った上で納入。

(2) マニュアル作成業務

以下に示すマニュアルを作成の上、(1)の住宅用火災警報器の納入と併せて納入する。

①住宅用火災警報器の設置等に係るマニュアル

消防本部等から住宅用火災警報器の譲与等を受けた施設管理者等が、自ら設置、作動確認、維持管理を行うための、施設管理者等向けのマニュアル（リーフレット形式）

②納入個数

調査中

③納入期限

(1)の納入と併せて納入。

(3)サポート業務

以下に示す期間、以下に示すサポート体制を設置等する。

①サポート体制

i) 問い合わせ窓口

(1)で納入する住宅用火災警報器の設置や作動確認等に係る施設管理者等からの問い合わせ等に備えるため、24時間・365日対応のフリーダイヤルによる問い合わせ窓口を設置。

ii) 設置支援等

施設管理者等からの要望があった場合は、施設に出向して、設置や作動確認等の支援を実施。

②期間

平成23年3月31日までの期間

2. 調達方針(案)

1. に示す役務を、「1施設当たりの必要個数が15個以下を対象とするもの」と「1施設当たりの必要個数が16個以上を対象とするもの」に分けた上で、現在調査中の住宅用火災警報器の納入個数等をもとに消防庁で総合的に判断し、適正な競争が発揮される規模及び落札方式で調達することとする。

意見書

平成 21 年 8 月 日

総務省消防庁予防課 へ

都道府県名 :
市町村名 :
部署名 :
氏名 :
電話番号 :
メールアドレス :

「防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備」に係る調達概要（案）に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（意見記載欄）

注）必要な場合は、適宜資料を添付すること。